

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○救急医療機関の認定	一	(医療政策課)
○知事指定薬物の指定	一	(薬務課)
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)	一	(農村振興課)
○保安林の指定の解除の予定	二	(森林整備課)
○保安林の指定施設要件の変更の予定	二	(同)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	二	(都市計画課)
○都市計画事業の認可	三	(同)
○都市計画事業の事業計画変更の認可(六件)	三	(同)
○教育委員会定例会の開催	五	

告 示

○宮城県告示第百四十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	大崎市民病院鳴子温泉分院
所 在 地	大崎市鳴子温泉字末沢一番地
認定年月日	令和三年三月十五日
認定の有効期限	令和六年三月十四日

○宮城県告示第百四十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 一「一(三)フルオロフェニル」シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類(通称名:3F1PCP(3-Fluorop1PCP))

2 化学名 三「二」エチル(プロピル)アミノ」エチル」一H-インドール」四「イル」アセテート及びその塩類(通称名:4-AcO-EPT)

3 化学名 エチル」(R)」二「(四)フルオロフェニル」二「(S)」ピペリジン」二「イル」アセテート及びそれらの塩類(通称名:erythro-4-Fluoroethylphenidate)

4 化学名 エチル」(R)」二「(四)フルオロフェニル」二「(S)」ピペリジン」二「イル」アセテート及びそれらの塩類(通称名:erythro-4-Fluoroethylphenidate)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるためと認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和三年三月十七日

○宮城県告示第百五十号

県営磯地区土地改良事業(区画整理事業) 変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月十六日から令和三年四月十三日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第百五十一号

県宮飯野川地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月十六日から令和三年四月十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字館浜五三の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公益上の理由（道路用地）

○宮城県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十四号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画下水道

2 名称

栗原市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百五十五号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画下水道

2 名称

栗原市流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・六十三号南宮北福室線

三 事業施行期間

令和三年三月十六日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県仙台市宮城野区福室五丁目及び同区福室六丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十二号南町魚市場線

三 事業施行期間

「平成二十六年七月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年七月二十二日から令和四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十三号潮見町赤岩五駄鱈線及び三・四・十号本町宮口下線

三 事業施行期間

「平成二十六年十一月十四日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年十一月十四日から令和四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・七号魚市場中谷地線

三 事業施行期間

「平成二十六年十月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年十月二十八日から令和四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十号本町宮口下線

三 事業施行期間

「平成二十六年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月二十八日から令和四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十四号七窪蛇田線及び三・五・十九号山下内海橋線

三 事業施行期間

「平成二十七年二月六日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十七年二月六日から令和六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

松島町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

松島町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十年二月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和六十年二月二十六日から令和五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和三年三月十六日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和三年三月十八日 午後五時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）